

事業事前評価表

国際協力機構

ガバナンス・平和構築部行財政・金融チーム

1. 案件名（国名）

国名：南スーダン共和国（南スーダン）

案件名：国際基準に則した税関能力強化プロジェクト

Project for Enhancing Capacity of Customs to Operate in accordance with International Standards

2. 事業の背景と必要性

（１）当該国における税関セクターの開発の現状・課題及び本事業の位置付け
南スーダンでは、2030年代半ばには国内で採取可能な石油が枯渇するとの予測もあり、政府歳入における非石油収入の増加は、国家戦略の最優先課題となっている。近年、南スーダン政府の自助努力に対する開発パートナーからの支援が実を結び、非石油収入は増加傾向にあるものの、東アフリカ共同体（EAC）等の地域・国際的な枠組への参加遅延等により、未だ不適正且つ非効率な税関業務が行われており、域内連携や貿易円滑化の障壁となっている。

こうした状況下において、南スーダン歳入庁(以下、NRA)は2022年に第一次5カ年戦略計画(NRA First Strategic Plan 2022-2027)を制定し、税関局においても人事改編に向けた動きが進んでいる。また2022年3月には、通関申告を電子化する e-Tax システムが導入されるなど、税関近代化と歳入改善に向けた取り組みを進めているが、同システムが税関申告の仕様に対応しておらず、併せて各税関では、全ての貨物の通関申告/審査を手作業で実施しており、税関近代化に向けた課題が山積している現況にある。

JICAは2011年より、南スーダン税関（SSC）に対する個別専門家を派遣し、能力向上支援を開始した。また2016年より「HSコード導入による税関能力強化プロジェクト」の実施を通じて、NRAにおける通関手続へのHSコードの導入・電子関税率表の改正などを行ってきた。加えて、2020年から2023年にかけては「税関コード導入による税関能力強化プロジェクト フェーズ2」を実施し、HSユニットの確立と機能化、主要国境へのHSコード導入、原産地規則に係る導入及び能力強化を実施した。

しかしながら、前フェーズの成果を踏まえ、域内外からの適正かつ確実な関税徴収を図るには、HS分類のみならず適切な関税評価制度の導入、EAC対外共通関税導入に向けた原産地規則の運用、研修実施体制の確立等、更なる税関職員的能力強化が必要となっている。

(2) 当該国における税関セクターの開発政策と本事業の位置づけ

南スーダン政府では国家開発戦略（改訂版）（2021-2024）を定め、平和の定着、経済の安定、持続可能な開発への回帰を目指す。その中で、5つの戦略課題（ガバナンス、経済、サービス、インフラ、その他分野横断的イシュー）を掲げ、特に経済クラスターにおいて、持続的開発のための法的・制度的枠組みの整備、EAC 及び国際基準への適応、歳入基盤強化（非石油収入の増加等）等の重要性が示されている。また、2022 年に制定された南スーダン歳入庁(NRA)による第一次5カ年戦略計画(NRA First Strategic Plan 2022-2027)では、「税収の対 GDP 比 6%を達成するために、非石油収入の徴収を実行できる近代的な税務行政体制になる」ことをビジョンに掲げている。本案件の関連する東アフリカ共同体対外共通関税 (EAC-CET)、東アフリカ共同体原産地規則¹(EAC-ROO)や WTO 関税評価協定等の国際基準の批准によって、南スーダン国内の関税収入は一時的に下がる可能性があるが、国際基準の国内適用により貿易が促進され、南スーダン経済全体の発展が底上げされることで、関税以外も含めた国内の税収が向上することが見込まれる。

(3) 南スーダンに対する我が国及び JICA の協力方針等と本事業の位置づけ、課題別事業戦略における本事業の位置づけ

本事業は、我が国の対南スーダン共和国別開発協力方針にもとづく「対南スーダン事業展開計画（2021 年 9 月）」において、重点分野「社会・経済基盤の整備」で設定されている「経済インフラ・機構整備プログラム」に位置付けられる。JICA は、同プログラムの下、税関システムの近代化による EAC 諸国との連携性向上及び歳入強化を通じた行政能力向上を通して、平和の定着及び経済の安定化を後押しすることとしている。

また、JICA グローバル・アジェンダ「公共財政・金融システム」のクラスター事業戦略「税関近代化支援を通じた連結性強化」では、南スーダンを含む多くのアフリカ諸国が税関近代化の初期段階にあることから、国際・地域の主要な諸条約・ガイドラインの国内適用および基礎的な分野の技術支援（関税分類、関税評価等）を通じた関税の適切な徴収を喫緊の課題としており、本事業は同クラスターの方針に沿っている。

併せて JICA グローバル・アジェンダ「平和構築」の協力方針「人間の安全保障アプローチによる紛争予防と強靱な国・社会づくり」に沿った、住民から信頼される国家をつくるための政府の能力強化に寄与し、ひいては EAC の地域全体の安定に貢献することが期待される。

¹ 原産地規則：Rule of Origin (ROO) と呼び、関税の適用等の為に輸入貨物の原産地（＝物品の「国籍」）を決定するための国際的な規則のことを指す。

(4) 他の援助機関の対応

- 東アフリカ共同体 (EAC)

現在 EAC が南スーダンに対する税関職員の研修等支援を検討中。

- アフリカ開発銀行(AfDB)

AfDB は Non-Oil Revenue Mobilization and Accountability in South Sudan (Norma-SS) プロジェクトを実施中 (2018 年～2023 年) であり、同プロジェクトの中に NRA に対する財政支援が含まれている。

- 世界税関機構 (WCO)

WCO では 2019 年より EU からのファンド支援により HS-Africa Programme を 2023 年末まで実施しており、アフリカ諸国が適切に HS 導入・実施し、HS2022 年改正にも対応できるよう様々な支援を行っている。

- 国連開発計画 (UNDP)

UNDP は、財務計画省を主な C/P とし、独立直後の 2011 年頃より援助協調、政策策定、予算管理等の分野で支援してきている。AfDB ファンドとの協働により、NRA に対して財務諸表の策定準備や、導入すべき財務管理システム分析などを実施した。

- 国際通貨基金 (IMF)

IMF では、EAC 共通関税法の南スーダン国内での適用に向けた現行南スーダン関税法のレビューを実施。また税関業務手続に関するレビューも実施を予定している。

- TMA

TMEA (現 Trade Mark Africa: TMA) は、ウガンダと接するエレグ (ウガンダ) /ニムレ (南スーダン) 国境のワン・ストップ・ボーダー・ポスト (One Stop Border Post: OSBP) 支援を実施。施設建設は南スーダンの一部を除き既に完了済み。

3. 事業概要

(1) 事業目的

本事業は、南スーダンにおいて、EAC-ROO に準じた原産地規則の実施、関税評価に係る能力強化、税関職員能力開発の為の研修体制整備、EAC 諸国との地域連結性強化支援を行うことにより、歳入庁の能力強化を持続的に図り、もって EAC-CET を含めた地域・国際的枠組みの運用に向けた体制整備に寄与する。

(2) プロジェクトサイト/対象地域名

南スーダン歳入庁 (NRA) 本局、NRA 税関局、ジュバ国際空港 (JIA) 税関、ニムレ国境税関を予定。

(3) 本事業の受益者 (ターゲットグループ)

直接受益者：NRA 税関職員およびプロジェクトサイトの通関業者

最終受益者：南スーダンでの輸出入取引を行う業者、南スーダン国民

- (4) 総事業費（日本側） 3.98 億円
- (5) 事業実施期間 2024 年 2 月～2027 年 1 月を予定（36 か月）
- (6) 事業実施体制 NRA 税関局
- (7) 投入（インプット）

1) 日本側

① 専門家派遣（合計約 56 M/M）：

- ・短期専門家（総括/税関行政、副総括/関税評価 1、関税評価 2、原産地規則、地域連携/広報、研修計画/業務調整）
- ・第三国専門家に係る受け入れ費用（第三国専門家の招聘調整については NRA 側が担当）

② 研修員受け入れ：第三国研修

③ JICA 専門家及びプロジェクトの活動にかかる費用

2) 南スーダン側

① カウンターパートの配置

- ・プロジェクト・ディレクター：NRA 長官（Commissioner General）
- ・プロジェクト・マネージャー：NRA 税関局長（Commissioner Customs）
- ・プロジェクト・コーディネーター：NRA 税関局改革・近代化部長
- ・アシスタント・プロジェクト・コーディネーター：NRA 税関局改革・近代化副部長
- ・コンポーネントリーダー：税関局人事部/通関業務部/改革・近代化部/ROO 部門 の各部長

② 案件実施のためのサービスや施設、現地経費の提供

- ・プロジェクト活動経費：南スーダンでの研修期間中の参加者の手当および宿泊費

南スーダンで実施される研修のための滞在費、活動に係る光熱費

- ・NRA 施設およびプロジェクト事務所、活動に必要な光熱水費
- ・【執務環境】NRA 本局におけるプロジェクトの専門家及びスタッフに必要な執務スペース（安全対策のため、日本側投入による改修・機材設置などを行う可能性あり）

(8) 他事業、他開発協力機関等との連携・役割分担

1) 我が国の援助活動

【南スーダン】

- 「HS コード導入による税関能力強化プロジェクト」2016 年～2019

年（技術協力プロジェクト）、「HS コード導入による税関能力強化プロジェクト フェーズ2」2020年～2023年（技術協力プロジェクト）

【近隣諸国】

- 「東アフリカ地域税関・貿易円滑化アドバイザー」（2023年1月～2024年12月/技術協力個別専門家）

2) 他の開発協力機関等の援助活動

他機関の活動内容については上記2.(4)の記載の通り。本事業との関係では成果3及び成果4において、以下ドナーとの連携・デマケーションを図ることとする。

- 東アフリカ共同体（EAC）

本案件の成果4において、EAC 関税局に派遣している上記 JICA 専門家と連携し、前フェーズから支援している EAC 関連法/規制の一部である EAC-CET 及び EAC-ROO 等の国内適用(批准)/承認に向けた支援を行う。

- アフリカ開発銀行（AfDB）

2023年7月現在、AfDB が詳細計画策定を行っている Norma-SS2 のコンポーネント1「人材育成・組織改善」において、JICA 事業が支援を検討している NRA 税関職員に対する人材育成体制支援と内容が重複する。JICA が行う本事業の成果3において、職員向けに実施する税関分野の研修活動に関して重複する可能性がある。その為、支援内容については JICA が税関職員に対する現場職員向けに HS 分類、原産地規則、関税評価等に関する研修を行い、AfDB 側は NRA 組織全体に対する研修体制強化や NRA 国税局に対する内国税研修を実施する形でデマケーションする計画として AfDB 側とも合意している。

(9) 環境社会配慮・横断的事項・ジェンダー分類

1) 環境社会配慮

① カテゴリ分類：C

② カテゴリ分類の根拠：本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2022年1月公布）上、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため。

2) 横断的事項：本事業は南スーダンが所属する EAC と連携をはかることで、同地域枠組みを積極的に活用し、近隣諸国との貿易促進に貢献することを目指す。また、税関行政の適正な執行に向けた規定や手順の整備を行うことで、公正性、公平性、透明性といった国家の信頼性向上に寄与する。

3) ジェンダー分類：GI (S) ジェンダー活動統合案件

調査にて管理職に占める女性比率の低さ等のジェンダーに基づく課題が判明し、原産地規則を含む専門性強化のための研修に参加する女性職員の

割合を高めるため、各研修コースにおける女性参加者の割合を 35%以上とする指標を設定しているため。なお、実施機関の職員には税関に関する高い専門性を有している者が少ないため、専門性を高めることにより管理職に登用されやすくなるという点を調査で確認している。

4) その他特記事項：特になし

4. 事業の枠組み

(1) 上位目標：南スーダン NRA における EAC-CET を含めた国際的枠組みを完全かつ持続的に実施する準備が整う。

指標及び目標値：

指標 1：対象税関における適切な通関申告割合が XX%から XX%に増加する。

(XXについては第 1 回 JCC にて決定)

指標 2：NRA における研修システムが人材及び研修内容の質の観点から十分機能している。

(2) プロジェクト目標：対象税関における税関業務が国際基準に即して改善される

指標及び目標値：

指標 1：国際基準に準じた ROO や関税評価にかかるガイドラインが拡充される

指標 2：同ガイドラインを用いた適切な通関申告数が対象税関において増加する

指標 3：EAC 税関規則の国内適用化に係る関連文書 (XX と XX) の南スーダン政府内での承認状況 (XX については第 1 回 JCC にて決定)

(3) 成果

成果 1：税関職員の原産地規則に係る能力が拡充される

成果 2：税関職員の関税評価に係る能力が拡充される

成果 3：税関職員に対する研修体制が改善される

成果 4：EAC 加盟国を含む近隣諸国との税関行政の連結性が強化される

(4) 主な活動

成果 1：税関職員の原産地規則に係る能力が拡充される

活動 1-1：ベースライン調査を実施する

活動 1-2：EAC-ROO / アフリカ大陸自由貿易協定原産地規則 (AfCFTA-ROO) に沿ったガイドラインを作成する

活動 1-3：研修カリキュラムと教材を作成する

活動 1-4：研修を受けた教官による NRA 税関局での普及活動を支援する

活動 1-5：税関職員及び通関業者のためのワークショップ及び研修を実施する

活動 1-6：原産地証明書 (COO) 発行に関する業務説明書を作成する

成果 2 : 税関職員の関税評価に係る能力が拡充される

活動 2-1 : 関税評価における現在の問題点を分析する

活動 2-2 : アクションプランを策定する

活動 2-3 : 研修カリキュラムと教材を作成する

活動 2-4 : 関税評価の基本概念に関する研修を実施する

活動 2-5 : 通関業者に対するワークショップ・研修を実施する

活動 2-6 : 関税評価ユニットを設立する

活動 2-7 : 教官研修を実施する

成果 3 : 税関職員に対する研修体制が改善される

活動 3-1 : 税関の能力強化・研修制度に関する現在の問題点を分析する

活動 3-2 : 税関のための XX に関するカリキュラムを開発する (XX は第 1 回 JCC にて決定する)

活動 3-3 : 研修の実施方法に関するガイドラインを作成する

活動 3-4 : HS 分類、ROO 及び関税評価に関するこれまでの研修経験に基づき、OJT を実施する

成果 4 : EAC 加盟国を含む近隣諸国との税関行政の連結性が強化される

活動 4-1 : EAC 税関の法的文書 (EAC-CET、EAC-ROO 等) の国内適用に関するギャップ分析を行う

活動 4-2 : EAC 税関の法的文書 (EAC-CET、EAC-ROO 等) の国内適用のためのロードマップを作成する

活動 4-3 : EAC 税関の法的文書 (EAC-CET、EAC-ROO 等) の国内適用のためのモニタリングシステムを整備する

活動 4-4 : EAC 税関の法的文書 (EAC-CET、EAC-ROO 等) の国内適用のための関係者ワークショップを開催する

5. 前提条件・外部条件

(1) 前提条件

- ・ NRA の人事異動が継続的かつ大規模に発生しない。
- ・ 南スーダンの治安がプロジェクトの継続を困難にするレベルまで悪化しないこと。

(2) 外部条件

- ・ 南スーダン政府が地域/国際基準を承認し、国内適用が実施される。
- ・ アフリカ開発銀行による南スーダン NRA 支援プロジェクト (NORMA II) の予算が、NRA/税関の研修制度に十分配分される。
- ・ COO の発行機関が南スーダン政府によって決定される。
- ・ NRA 内に ROO ユニットが正式に設置される。

- ・ NRA 税関局の関税評価システムが WTO 条約に則って改善される。
- ・ 関税評価単位を NRA に正式化する。
- ・ NRA のトレーニング施設が完工する。
- ・ 関係省庁が EAC 関連法令の国内化に向けた手続きに協力する。
- ・ NRA が EAC 通関システムに準じた手続き改編を円滑に実施する。
- ・ 本事業に必要な人員（報酬を含む）及び予算を確保する。

6. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

（1）類似案件の評価結果

1) これまで「HS コード導入による税関能力強化プロジェクト」、「税関コード導入による税関能力強化プロジェクトフェーズ2」においては、ウガンダ歳入庁（URA）から URA 施設内のプロジェクトオフィススペース提供、ROO 専門家の派遣協力、エレグ税関職員の本案件に対する協力など、JICA 案件の実施にあたり全面的な協力を得たことで、日本人専門家がジュバに渡航できない中、効果的かつ予定通りにプロジェクトが実施できた。

2) また、「税関コード導入による税関能力強化プロジェクトフェーズ2」においては、プロジェクト開始前に日本側、南スーダン側双方で費用分担が合意され、双方代表者が署名した R/D で明文化されていた。しかしながら、南スーダン国内での研修が開催されるたびに南スーダン側から合意された費用分担を超え、NRA 職員の日当や国内移動に係る費用負担を日本側に求められ、円滑なプロジェクト実施が阻害された。

（2）本事業への教訓

上記 1)に関しては、引き続き URA との協力を継続するとともに、その他周辺国税関当局からの協力及び連携も積極的に模索、かつ各ドナーとの連携についても検討・調整を図ることとする。

上記 2)に関しては、プロジェクト開始前に費用負担の説明を十分に行うこと、また、合意事項が適切に履行されるよう、プロジェクト期間中もプロジェクト専門家と C/P 側との費用負担に係る認識合わせについて R/D を根拠に定期的実施し、齟齬が生じた際には JCC 等のハイレベルな場を通じて働きかけることで、南スーダン側との着実な調整を心掛ける。

7. 評価結果

本事業は、南スーダン国の開発政策、開発ニーズ、日本の援助政策と十分に合致しており、また計画の適切性が認められる。特に、昨年度発表された第一次 NRA5 か年戦略計画に寄与するものであり、同計画で掲げられている非石油収入の増加は、本事業で対象となる原産地規則及び関税評価業務運用によって

促進される。また、本事業は SDGs ゴール 8「持続的・包括的な経済成長」に貢献すると考えられるほか、JICA グローバル・アジェンダ「公共財政／金融システム」における「税関近代化支援を通じた連結性強化」にも資することから、実施の意義は高い。

8. 今後の評価計画

(1) 今後の評価に用いる主な指標

4. のとおり。

(2) 今後の評価スケジュール

事業開始 3か月 ベースライン調査

事業終了 3年度 事後評価

(3) 実施中モニタリング計画

事業開始 6か月／年 JCC における相手国実施機関との合同レビュー

事業終了 2か月前 終了前 JCC における相手国実施機関との合同レビュー

以上